

令和5年9月1日
福岡海上保安部

報道機関各位

問合せ先
福岡海上保安部 交通課
課長 高橋 謙慈
Tel 092-281-5867 Fax 092-281-5889

夏季における海難の発生状況について ～マリンレジャー中の海難が増加～

令和5年7月16日から8月31日までの間（速報値）

※ 船舶海難6隻！ → うち、水上オートバイの事故が3隻発生!!

※ 人身海難15人！ → うち、マリンレジャーに伴う事故が9人発生!!

（うち遊泳中6人、SUP中2人）

（詳しくは主な事故事例へ）

夏季安全推進活動期間（7/16～8/31）に発生した海難

（福岡海上保安部管内）

船舶海難（隻）	区分	令和5年度	前年比	人身海難（人）	区分	令和5年度	前年比
	衝突	4	+4		海中転落	1	+1
単独衝突	0	±0	負傷	1	-1		
乗揚	0	±0	溺水	3（うち死亡2）	±0		
浸水	0	-4	帰還不能	6	+4		
運航不能	2	±0	自殺	4	+3		
合計	6	±0	合計	15	+7		

カラー版を福岡海上保安部ホームページ内に掲載しております。

【URL】

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/fukuoka/03anzen/03kainanboushi/kouho>

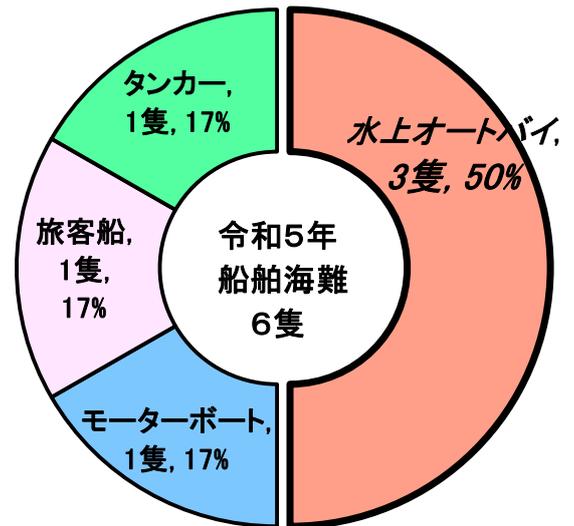
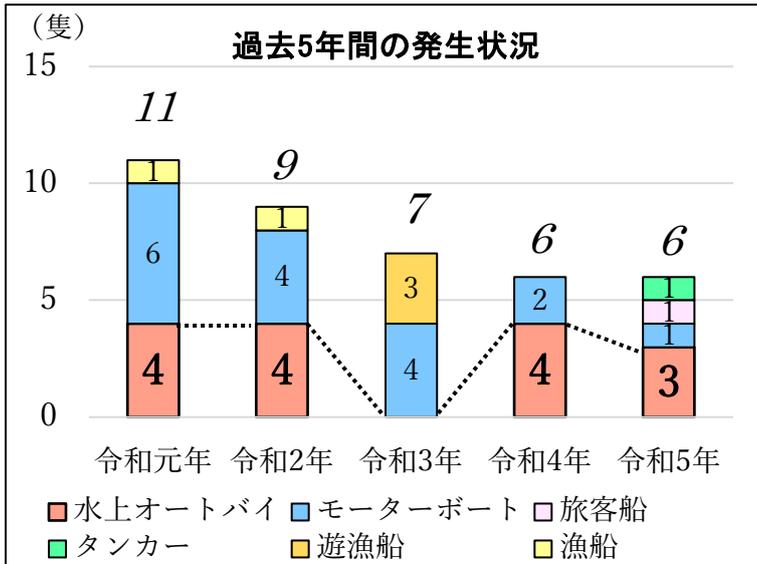


QRコード

1. 期間中の船舶海難発生状況（船舶種類別）

（1）傾向

令和5年の同期間中の船舶海難は、6隻と昨年度の同期間中と比較して同数となっています。船舶種類別にみると、水上オートバイが3隻（50%）と最も多く、過去5年間の発生状況を見ても、令和3年を除き、水上オートバイの海難が多く発生しています。



（2）事故事例

事例1：機関故障による運航不能

事故概要：水上オートバイに乗船していた船長が同乗者と志賀島沖合で魚釣りを行った後、エンジンを起動させようとしたが、セルモーターが回らず航行不能になりました。乗船者2名は、約1時間、復旧作業を行いました但自力復旧することが出来ず、118番通報にて救助を要請し、水難救済会所属の救助船に救助されました。

事例2：水上オートバイ同士の衝突

事故概要：福岡市東区西戸崎沖合で知人2名がそれぞれ水上オートバイに乗船し遊走していたところ、1隻の水上オートバイの操船者がアクセル操作を誤り、水上オートバイを制御することが出来ず、並走していた知人の水上オートバイに衝突しました。衝突の影響で水上オートバイの操船者1名が肋骨2本を骨折する重症を負い、病院に緊急搬送されました。

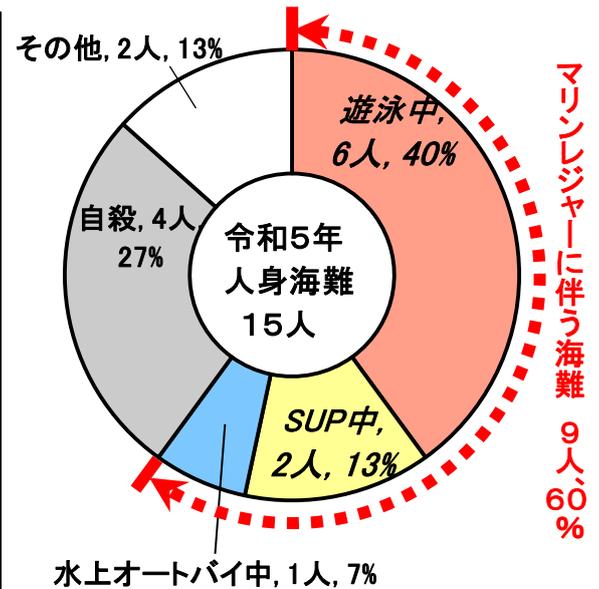
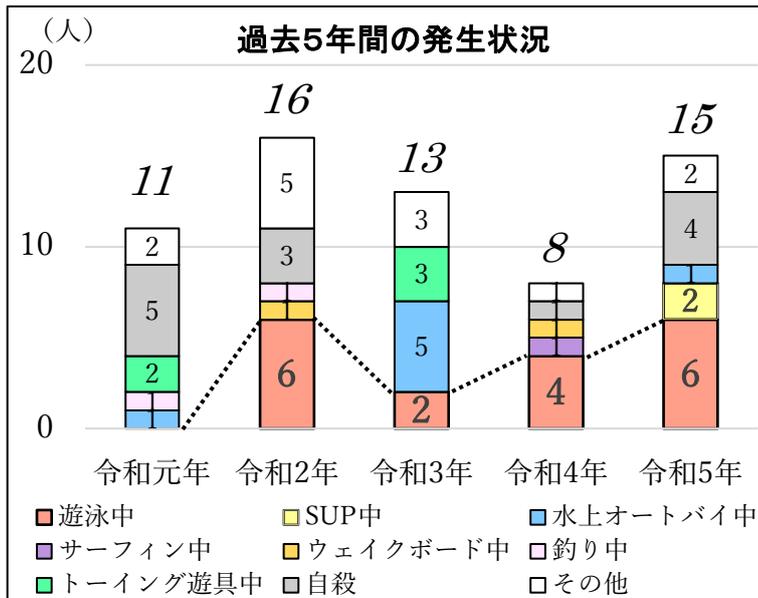
（3）対策

地方自治体や警察等の関係機関及び民間団体と連携し、パトロールを強化するほか小型船舶の操縦免許更新講習等の機会を通じ、見張りの徹底やマナーの遵守並びに発航前の検査の重要性等について啓発し、ユーザーの安全意識の向上を図っていきます。

2. 期間中の人身海難発生状況（活動内容別）

(1) 傾向

令和5年の同期間中の人身海難は、15人と昨年度の同期間中と比較して7人増加しました。活動内容別では、遊泳中が6人（40%）と最も多く、過去5年間の発生状況と比較して増加傾向となっています。また、マリンレジャーに伴う海難が9人発生し、全体の6割を占めています。



(2) 事故事例

事例1：離岸流による帰還不能（遊泳中）

事故概要：糸島市の大口海岸で遊泳していた家族3名（父、浮き輪に乗っていた娘2人）が、離岸流の影響で沖に流され、それに気付いた親戚の男性1名が救助に向かうも同じく沖に流されました。大口海岸でサーフィンをしていた男性2名が沖合に流されている4名を発見し救助しました。（4名はけが等なし。）

（※）同期間中、糸島市の大口海岸において、1日で10名の遊泳者が離岸流により沖合に流され、付近にいたサーファー等が10名全員を救助する帰還不能海難を認知しましたが、事故者の身元等が不明なため、本統計には計上していません。



大口海岸での遊泳状況



大口海岸に設置された「遊泳！危険！」の看板

事例 2：風浪の影響による帰還不能（SUP 中）

事故概要：福岡市東区志賀島の沖合において、釣り目的で SUP に一人で乗組み、釣りを行っていたが、風浪の影響により沖合に流され、陸に戻ろうとするも、体力の消耗から戻ることができず、自ら118番通報にて救助を要請し、水難救済会所属の救助船に救助されました。



救助を待つ SUP 中の事故者



巡視艇が SUP 中の事故者を救助

(3) 対策

離岸流の影響と思われる帰還不能事故が頻発していることから、沖合に流された場合の離脱方法について、周知啓発を図るとともに、監視員やライフセーバーが配置されている等の安全管理がなされている海水浴場での遊泳を指導することで、遊泳者の安全意識の向上を図っていきます。

また、SUPについては、釣り目的の初心者による事故であったことから、インストラクター等の指導を受講することを推奨するとともに、マリンレジャーを安全に楽しむための基本的事項を掲載したウォーターセーフティガイドを活用し、啓発活動を行っていきます。



QR コード

https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/00_totalsafety.html